



# 山形県公報

平成25年12月13日（金）  
第2504号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（建築住宅課） ……1287

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課） ……1288
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 同 ） …… 同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ） …… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ） …… 同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課） ……1289
- 県道の供用の開始……………（ 同 ） …… 同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課） …… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ） ……1290
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課） …… 同
- 同 ……（ 同 ） …… 同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課） ……1291
- 同 ……（最上総合支庁建築課） …… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○直接請求に必要な有権者の数…………… 同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（総務厚生課） ……1292
- 一般競争入札の公告……………（管 財 課） …… 同
- 同 ……（ 同 ） ……1294
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課） ……1295

## 規 則

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第82号

#### 山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県営住宅条例施行規則（昭和37年4月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条の3第1項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で」に改め、同号イ中「の規定」を「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同号ロ中「の規定」を「（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定」に改める。

## 附 則

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第1099号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類  | 指定年月日        |
|--------------------|------------------------------|----------|--------------|
| 株式会社アクアプラス         | 株式会社アクアプラス<br>鶴岡市藤島字村前55番地15 | 福祉用具貸与   | 平成25. 11. 21 |
| 株式会社アクアプラス         | 株式会社アクアプラス<br>鶴岡市藤島字村前55番地15 | 特定福祉用具販売 | 同            |

### 山形県告示第1100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類      | 指定年月日        |
|----------------------|------------------------------|--------------|--------------|
| 株式会社アクアプラス           | 株式会社アクアプラス<br>鶴岡市藤島字村前55番地15 | 介護予防福祉用具貸与   | 平成25. 11. 21 |
| 株式会社アクアプラス           | 株式会社アクアプラス<br>鶴岡市藤島字村前55番地15 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同            |

### 山形県告示第1101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地               | サービスの種類  | 廃止年月日        |
|--------------------|---------------------------|----------|--------------|
| 株式会社わが家            | 株式会社わが家<br>鶴岡市藤島字村前55番地15 | 福祉用具貸与   | 平成25. 11. 30 |
| 株式会社わが家            | 株式会社わが家<br>鶴岡市藤島字村前55番地15 | 特定福祉用具販売 | 同            |

### 山形県告示第1102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地               | サービスの種類          | 廃止年月日        |
|--------------------------|---------------------------|------------------|--------------|
| 株式会社わが家                  | 株式会社わが家<br>鶴岡市藤島字村前55番地15 | 介護予防福祉用具<br>貸与   | 平成25. 11. 30 |
| 株式会社わが家                  | 株式会社わが家<br>鶴岡市藤島字村前55番地15 | 特定介護予防福祉<br>用具販売 | 同            |

**山形県告示第1103号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成25年12月13日から同月26日まで縦覧に供する。  
 平成25年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 上山七ヶ宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|----------------------------------|------|--------------------|---------|
| 上山市長清水一丁目228番33から<br>同 三丁目124番まで | 旧    | 25.6メートル<br>} 11.4 | 608メートル |
| 同 上                              | 新    | 29.6メートル<br>} 11.4 | 同 上     |

**山形県告示第1104号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成25年12月13日から同月26日まで縦覧に供する。  
 平成25年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 上山七ヶ宿線
- 2 供用開始の区間 上山市長清水一丁目228番33から  
同 三丁目124番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月25日

**山形県告示第1105号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年12月13日から同月26日まで縦覧に供する。  
 平成25年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 中山三郷寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長    |
|-------------------------------|------|-------------------|--------|
| 西村山郡朝日町大字水本字堰上102番から<br>同 上まで | 旧    | 8.8メートル<br>} 6.4  | 41メートル |
| 同 上                           | 新    | 11.9メートル<br>} 7.6 | 同 上    |

**山形県告示第1106号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年12月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成25年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 中山三郷寒河江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字水本字堰上102番から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月13日

**山形県告示第1107号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年12月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成25年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 面野山鶴岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|-----------------------------|------|--------------------|---------|
| 鶴岡市白山字西木村19番1から<br>同 21番3まで | 旧    | 20.4メートル<br>} 19.8 | 174メートル |
| 同 上                         | 新    | 45.8メートル<br>} 19.8 | 同 上     |

**山形県告示第1108号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年12月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成25年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 湯田川大山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|---------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 鶴岡市白山字西木村21番4から<br>同 友江町2番13まで  | 旧    | 33.6メートル<br>}<br>12.0 | メートル<br>2,867 |
| 同 上                             | 新    | 33.6メートル<br>}<br>12.0 | 同 上           |
| 鶴岡市白山字西木村21番4から<br>同 字西野203番3まで |      | 45.2メートル<br>}<br>23.2 | メートル<br>174   |

**山形県告示第1109号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成25年11月21日 指令村総建第231号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡中山町大字柳沢字三条目301番1、302番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東村山郡中山町大字柳沢285番地  
大津聡子  
大津徹平

**山形県告示第1110号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成25年11月7日 指令最総建第16号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
最上郡舟形町舟形字向屋913番2、4732番、4733番、4734番1、4734番2、4735番1、4735番2、4740番、4741番、4765番の一部、4766番の一部、4490番1
- 開発許可を受けた者の住所及び名称  
最上郡舟形町舟形2387番地の1  
社会福祉法人舟和会

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第73号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年12月13日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,990人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 218,682人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 68,298人 | 村山市           | 7,357人  | 西村山郡 | 11,935人 |
| 米沢市         | 23,375人 | 長井市           | 7,873人  | 最上郡  | 12,401人 |
| 鶴岡市         | 37,082人 | 天童市           | 16,875人 | 東置賜郡 | 11,505人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 34,742人 | 東根市           | 12,732人 | 西置賜郡 | 8,782人  |
| 新庄市         | 10,303人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 7,374人  | 東田川郡 | 8,380人  |
| 寒河江市        | 11,537人 | 南陽市           | 9,191人  |      |         |
| 上山市         | 9,255人  | 東村山郡          | 7,493人  |      |         |

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システム稼働基盤導入に係るソフトウェア調達及び保守管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総務厚生課業務企画・開発担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)3337
- 3 落札者を決定した日 平成25年10月31日
- 4 落札者の名称及び所在地  
富士通リース株式会社 東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目3番22号
- 5 落札金額 156,558,150円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年9月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成25年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                             | 日 時                       | 入札に付する物件                                                                                                                 | 予定価格     |
|-------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 東田川郡三川町大字横山<br>字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎<br>3階31号会議室 | 平成26年1月23日（木）<br>午前11時00分 | 飽海郡遊佐町遊佐字川端27番1<br>田（実測）1,715.12平方メートル<br>（公簿）1,715.00平方メートル<br>飽海郡遊佐町遊佐字川端28番3<br>田（実測）230.33平方メートル<br>（公簿）227.00平方メートル | 907,000円 |

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 落札の無効

落札者が当該物件に係る農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項又は第5条第1項の許可（以下「農地所有権移転許可」という。）を受けられなかった場合及び受けられないと認められる場合における当該落札は、無効とする。

7 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                                                                                 | 場 所                                      | 日 時                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------|
| 飽海郡遊佐町遊佐字川端27番1<br>田（実測）1,715.12平方メートル<br>（公簿）1,715.00平方メートル<br>飽海郡遊佐町遊佐字川端28番3<br>田（実測）230.33平方メートル<br>（公簿）227.00平方メートル | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎 3階32号会議室 | 平成25年12月25日（水）<br>午前11時00分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 契約の締結は、落札者が当該物件に係る農地所有権移転許可を受けた後、行うものとする。

(4) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課(電話023(630)2066)に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成25年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                             | 日 時                      | 入 札 に 付 す る 物 件                                                                                                     | 予 定 価 格    |
|-------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 東田川郡三川町大字横山<br>字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎<br>3階31号会議室 | 平成26年1月23日（木）<br>午後1時30分 | 酒田市新堀字呉福30番12<br>宅地（実測） 21.39平方メートル<br>（公簿） 21.66平方メートル<br>酒田市新堀字呉福34番5<br>宅地（実測） 194.31平方メートル<br>（公簿） 194.03平方メートル | 1,650,000円 |

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者

ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入 札 に 付 す る 物 件                                                                                                     | 場 所                                      | 日 時                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------|
| 酒田市新堀字呉福30番12<br>宅地（実測） 21.39平方メートル<br>（公簿） 21.66平方メートル<br>酒田市新堀字呉福34番5<br>宅地（実測） 194.31平方メートル<br>（公簿） 194.03平方メートル | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎 3階32号会議室 | 平成25年12月25日（水）<br>午前11時00分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成25年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年11月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人あゆみやまびこ共に育つ会
  - (2) 代表者の氏名  
阿部 英利
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市大字口田沢3216番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、児童の保育または発達支援を必要とする者に対して、保育サービスおよび発達支援に関する事業を行い、児童の健全育成と保護者の勤労サポートに寄与することを目的とする。

平成25年12月13日印刷  
平成25年12月13日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056